

おしえて

黒尾先生!!

【Twitterお取引と法律】

第4回 転売、ダメ、絶対...?



2022.03.02

推しの樂園を築くために共助し合う
『お取引』界隈において
最も忌み嫌われるのが…『転売』ですね
転売、ダメ、絶対！転売ヤーに天罰を！



赤葦



黒尾

ところがどっこい、法的に言えば…
アナタもワタシも、みんな転売しまくってるぜ
『お取引』≒『転売』とも言えるぐらいにな

まじめな『お取引』関係者さんが
激怒しそうですけど…だからこそ
ちゃんと勉強、させて下さい



赤葦

【転売とは】

誰かから買ったものを 別の人に譲り渡すこと
買ったものが新品か中古品かは問わない

これだと、お店から買ったものを売る…

自分で作ったもの以外を売れば、全て転売ですね

そして『**売買**』も『**交換**』も、**法的には譲渡**でしたから

『お取引』も間違いなく、転売になりますね



赤葦

※譲渡について → 第2回参照



黒尾

小売店が仲卸や問屋から購入する場合は、そもそも除外
どこかから仕入れたものを売るのは、商売の基本…

法的には『**転売が全部ダメ!**』なんじゃなくて

法的にダメ!な転売があるってことなんだ



法律で禁止されている転売の代表が
コンサート等の『各種興行チケット』だが…
問題は、フリマやTwitter『お取引』も
『ダメ!』と判断される場合があるかもしれねえんだ

※チケット不正転売禁止法



ツム：倫太郎な、北さんグッズ集めまくりで…
『お取引件数 300↑』なんやって!
お取引上級者…安心なお取引相手様やな~♪
サム：ちょい待て。自分で使うんやなくて
『譲渡/交換』前提でBOX購入→バラすんやろ?
それって、古物商…お店屋さんに、ならんのか?



古物(中古品)を業(ビジネス)として売買/交換する『古物商』…
未使用であっても、**一度でも取引されたことがあるものは古物**だ
つまり、グッズショップ店等から買った時点で、古物になる
古物の売買・交換には、『古物商許可証』が必要なんだ

※古物営業法

自分で使うものを買った(譲渡/交換目的じゃない)証明は、困難…
無許可営業は、当然違法…『ダメ!な転売』ですね



→第5回へ つづく(かな)

【補講】『自作』したものを売るのはOK？



買ったものをお取引したら転売では、グッズ外装箱で工作したり二次創作したものを売る場合は…転売じゃなくてセーフですか？



んなわけあるか！！
そっちは**著作権法で完全アウト**だ！
もし権利者に告訴されちゃったらお縄を頂戴することになるからな

Twitterやpixiv等のSNSに作品を気軽にUPできてんのも**ただの『おめこぼし』**なんだ
たとえ自サイトや鍵垢でこっそりタダで公開しても…**法的にはブラック**だぞ

誰かが趣味で作った**二次創作にだって著作権がちゃんとある**からな
たかが二次創作？いや、全っ然違う！
何かを生み出す、膨大な労力や努力…それを勝手に踏みにじっていいわけない

※最低限のマナー(危険回避)として
当サイトは全ページ検索避け済

※黒尾先生のしょーもない連載にも、著作権あるからな！